

平成25年度第2回春日井市障がい者施策推進協議会議事録

1 開催日時 平成25年11月6日 午前10時から正午まで

2 開催場所 春日井市役所304・305会議室

3 議題

- (1) 障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査について
- (2) 地域自立支援協議会について
- (3) その他

4 配布資料

- 資料1 障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査について
資料2 アンケート項目の計画への反映
資料3 調査票
資料4 地域自立支援協議会資料

5 議事内容

【木全会長】 本日もよろしく申し上げます。国の動向について、障がい者権利条約が12月の障害者週間あたりに批准する予定です。障がい者団体等は、国内法の整備が不十分でも、先に批准をして、その後、権利条約の内容が国内法に反映されるように行動していきたいということです。この条約はとても大切だと思いますので、どのような経過で、どのような中身なのか、具体的な権利条約の条項に照らし合わせながら、私たち自身が進め方を学び合える、価値ある条約だと思います。憲法の次に位置づけられるべきものですので、まずは私たちが学ぶということから始めることが大切です。

本日の議題は、アンケート調査についてですが、よいアンケートを実施するためには、手間暇をかけ、当事者や家族の声を大切にしながら進めていかなければならないと思います。なお、今回の議事録署名は、神田委員に申し上げます。

<議題1 障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査について>

【木全会長】 アンケートについて、前回の皆様のご意見も受け止めて、案を作らせていただきました。すべて、アンケートで解決しようということは間違いで、まずは書く人の立場で内容を考えていくことが必要です。聞き取りなど他の手段もありますが、私たちが聞きたいことで、アンケートでしか聞けないことを聞くということが大切です。例えば精神障がいの方で、アンケートの多くの設問に回答すること自体が大変だということであれば、ご本人に聞き取りに行った方がよい場合もあります。アンケートは本日、完成させなければいけないので、具体的にご意見をいただきたいと思います。では、事務局より、アンケート調査について説明をお願いします。

【事務局】 (アンケート調査の概要について、資料1に基づき説明)

【木全会長】 ありがとうございます。国の基本方針に合わせながら、すっきりとしたものになりました。アンケートの目的は、調査結果の冊子を作るのではなく、計画を策定する際の裏付けとなるような情報を把握することです。皆様からご意見をいただき、可能なところは修正していると思いますが、それぞれのお立場で、ご意見をいただきたいと思います。

まず、私からですが、気になるところが2つあります。権利擁護について、権利条約と同じように、差別解消法と虐待防止法を知っているかどうかの設問を、市民に対するアンケート、当事者に対するアンケートの両方に、同じようにそれぞれ設けた方がよいと思います。量的に増えてしまいますが、この2つの法律の認知度は入れてください。

具体的には、当事者向けは15ページの前に入れると、虐待防止法の認知度の設問に続き、よいかと思います。市民向けでは、問19の前か問17の前あたりでしょうか。虐待防止法については、市民には防止を含めて通報の義務があるということで「虐待を見たら通知しなければいけないということを知っていますか」という設問にした方がよいかもしれません。これは5年後にも残っていく項目だと思います。

【黒川委員】 質問です。資料1のスケジュールのところに「必要に応じてヒアリング」と書かれていますが、これは本人に対するヒアリングという意味ですか。

【事務局】 ヒアリングについては、事業所や施設に対して、必要に応じてお聞きすることがあれば行うということで、一般の市民に対して行うということではありません。

【黒川委員】 わかりました。今回の資料を事前に読ませていただきましたが、大変見やすくなっています。

2つ目の質問ですが、対象者の抽出の項目で、精神障がい者が1,708人とありますが、今朝の新聞で、統合失調症が人口の1%程度とありました。統合失調症は精神障がいの一部で、0.9%から1%と言われていますが、その値に他の精神障がいを加えて考えると、春日井市は、精神障がい者手帳所持者が、あまりにも少ないのではないのでしょうか。32万人の1%としても3,200人、それに他の精神障がいの方がいると考えると、5,000人から6,000人が対象になると考えられます。このギャップはどのようになっていますか。アンケート調査が手帳所持者に対して行われるのはよいのですが、そのバックグラウンドにいる疾患を持った人の声は、どのように汲み上げるのでしょうか。

【小川委員】 手帳所持者の方はそのままアンケートできますが、手帳を所持していない人の方が実数としては相当多いのです。さらに、そのことを公表しないでほしいという方が7割から8割です。個人情報の問題があり、私どももこのような方に照会や相談をする際には、大変気をつけています。ギャップを取ろうとしても、ご本人の気持ちを考えると、どこまでできるのかわりません。

【木全会長】 今回のアンケートで、そのようなギャップを受け止めながら、施策に反映していくことは難しいと思います。あえてやるのであれば、市民向けのアンケートで、「身近に支援につながっていない人はどれくらいいますか」という設問を入れるというようなことかと思いますが、「わからない」という回答が多くなると思います。

実感に基づいたところと、周りの声を受け止めながら生活していくことが大事だということを、どうやってご本人やご家族にお伝えできるのかということは、施策の課題です。アンケートはアンケートとして行い、裏付けをとり、アンケートではわからないご本人やご家族の声をヒアリングで聞き取り、計画を策定する際に検討するということで、よろしくをお願いします。

【河野委員】 3-1の調査票ですが、問16、17に、「収入」という言葉があります。知的障がいの場合の収入で、年金とか工賃とかいうものがありますが、それも含めた収入ということの説明をしていただけると、わかりやすいと思います。

また、問19の選択肢2で、「困っていることを解消するサービスがない」とありますが、困ったことは何なのかをここで具体的に聞いてほしいと思います。

問28の医療に関する設問ですが、専門的な障がい特性の通院以外に、一般医療も含めた通院も含めるのであれば、説明を加えていただけるとわかりやすいと思います。

問32の「就労」という言葉ですが、知的障がいの立場からすると、企業就労のイメー

ジを持ってしまいます。「就労」という言葉には福祉就労、就労A型、B型も含むのだという説明があるとわかりやすいと思います。

問37の生活環境についてですが、問37、問40で「外出」という言葉がでてきます。問37の「外出」は「通勤・通学を含む」という括弧書きがありますので、問40も、同じ括弧書きをつけていただけるとわかりやすいと思います。

今、移動支援は、通勤・通学に対して使うことが認められないものが多いと思いますが、これは「認められるかもしれないよ」「使えない状態ではあるが、使えたらよい」という希望的なものなののでしょうか。問37、問40でいう「外出」が違うものであるのなら、その違いをどこかに書いていただけると、答えやすいと思います。

39ページの選択肢1が「福祉サービス」、選択肢2が「福祉タクシー等」とあります。利用したことがないのでよくわかりませんが、有料のサービスのことでしょうか。福祉タクシーや介護タクシーなどの有償運送が、障がい者が利用できる有料のサービスとしてありますので、これらを列記していただくと選びやすいと思います。

問42の災害に関する設問で、情報をどのように得るかを聞いていますが、これは介助者用のアンケートにも入れてはどうでしょうか。介助者用のアンケートは、負担軽減のため量的に少なめですが、しっかり聞いた方がよいと思います。

問59の選択肢1と選択肢2は、支援する人の事業所の数について、選択肢1は量を増やす、選択肢2はその質を高めるということだと思います。前半の文言を「相談支援の相談員やヘルパー、施設の支援」に統一してはどうでしょうか。

【木全会長】 問16のご本人の収入について、「工賃、年金等を含む」と追記しましょうか。次は問19ですが、困っていることを具体的に挙げますか。最後の問60に「日常生活で困っていることを自由に」とありますが、どうしましょうか。

【事務局】 困っていることについては、問14で、生活していく上で困っていることを具体的にお聞きしますが、いかがでしょうか。

【木全会長】 問14にも問60にもあるということですね。

【河野委員】 ここではサービスにつながらないということですが、困っていることを解消するサービスがないということで、この選択肢に○印をつけるのであれば、解消できるサービスがないという困りごととは何なのかと、私が知りたいと思ったということです。「それについて、問60で具体的にお書きください」という一文をつけてもよいと思います。

【木全会長】 「サービスがない」と言うか「サービスが使えない」と言うかで、別のニュアンスをもちますね。これは保留にします。

問27のところで、医療費の聞き方ですが、いかがでしょうか。

【事務局】 こちらの想定は、すべての医療費についてです。

【河野委員】 そうであれば、「風邪や病気も含む通院すべて」というような説明があるとわかりやすいかと思います。いかがでしょうか。障がいのために、専門性をもった通院でお薬をもらったり、治療をしたりする方もおられます。ただの風邪などのための通院も医療費になりますので、わかりやすく、明確にした方がよいと思います。「障がいのための通院」「風邪などを含む一般受診」などと表現するのでしょうか。

【木全会長】 「風邪などによる受診、歯科の受診を含む」と補足して書いておくとうわかりやすいということです。

問32の就労などの状況で、日中活動以外の就労をどう扱うかですね。生活介護の方でも仕事をしているという感覚があります。また、職業の訓練施設はどうしますか。

【小川委員】 選択肢5の解釈が難しいです。私たちの感覚では訓練施設は就労ではありません。選択肢5は就労という感覚で入れることはできませんが、活動としては確かに大切です。一時的なものは外す必要があると思いますが、全体として目指すものの途中だという考え方であれば入れておいてもよいと思います。

【木全会長】 ここでは、現在の就労や活動などの状況ということにして、生活介護もここに入れるという整理でどうでしょう。ご本人たちは生活介護もお仕事という感覚です。たまたま区分で分けられているに過ぎません。訓練施設も入れるのであれば、ここに生活介護も追記するとして、あとはB型は仕事に近い形態なのでどうするのか、また就労移行支援はどうするのか、悩ましいですね。

【事務局】 就労継続支援A、Bは3番に入っていますので、7番の「その他」の前くらいに入れるということでしょうか。

【木全会長】 そうですね。生活介護は入れておいていただければ、訓練校もここに入るということになり、自然だと思います。

次は、問37と問40の外出の捉え方ですが、いかがでしょうか。

【田中委員】 外出という言葉に違和感があります。「通勤・通学を含む」とするとしても、一般的に通勤・通学は外出と言わず、休みの日に私的に出かけることを外出という場合が多いと思います。

【小川委員】 設問の意味としてはどうなのでしょう。家を出る頻度を調査したいのか、それ以外の私的な外出の頻度を聞きたいのか、どちらですか。

【事務局】 すべての外出という意味で設問を設計しております。あえて「通勤・通学を含む」という括弧書きをしています。当然、どうかたちでも外へ出られたことを書いていただきたいということです。

【木全会長】 そうすると問40の方も「通勤・通学を含む」と記載して、外出したいときに手段があるのかどうかの確認をするということですね。場合によっては、移動支援等の拡充の要望が実際にどれだけあるのかを調査するということですね。1つ上の福祉タクシー等のところは、具体的な例を付け加えてください。

また、問59では、前半の文言は統一していただくようお願いします。

【玉井委員】 調査の記入方法ですが、問1で、一部記入したか、すべて記入したかということに分けてもらえると、記入しやすいかと思います。例えば、2つくらい自分で記入したけれど、残りは親が記入したということだと、どこを選べばよいのでしょうか。

【木全会長】 間に新たな選択肢を入れるとわかりにくくなりますので、基本にご自身で書かれた場合は選択肢1、意思是表したが、麻痺などで書く力がないので、他の人が書き取った場合は選択肢2、他の人が意思をくみ取って書いたという場合は選択肢3というように記載してはどうでしょうか。

【玉井委員】 そのように書いていただければよいと思います。また、「障がい」という表記についてですが、診断名にも「がい」を平仮名にするのは、気になります。固有名詞でも平仮名にするのであれば、春日井市ではすべて表記をそうすると説明を一文をつけていただきたいと思います。

【木全会長】 「国の法律名以外はひらがなで表記します」という注釈をつけておくということですね。

【玉井委員】 発達障がいの中の「自閉症アスペルガー症候群」と書いてありますが、今は「自閉症スペクトラム障がい」という表記を多く使います。それも含むと書いてあると、特に小さい子どもさんのお母さんが迷わないと思います。

問14の選択肢1で、「食事の準備や調理」という表記がありますが、食事自体は大丈夫だという前提でこのように書かれているのだと思いますが、違和感を覚えます。「食事」としていただき、別に「食事の準備や調理」としていただいたほうがよいかと思います。

【木全会長】 「食事の介助」と「準備・調理」を分けるということですね。入浴や排せ

つもありますので、食べるということに関しても項目が必要だと思います。ここに新しい項目として追加してください。

【玉井委員】 問19の1番に「家族などで十分な介護ができるから」とありますが、本人が答えるものなので、「してもらえるから」という表現がふさわしいと思います。

【木全会長】 本人視点での表現となっているか、細かく文言を確認しましょう。

【玉井委員】 問22と問23の順序ですが、「障がい者生活支援センターのことで相談をしたことがあるかないか」についてを先に聞いたほうがよいかと思います。問22、問24、問25、問26、問23の順序に変更するのはいかがでしょうか。

【木全会長】 問23と問24を入れ替えた方がわかりやすいということですね。

【玉井委員】 また、問23で、「障がい者支援センターに相談したいと思うこと」とありますが、「相談していること」も含まれるのでしょうか。「現在相談していることも含める」というように書いていただけると、迷わないと思います。

【木全会長】 逆に言えば、「ある」と答えた人は、問23で「相談している」も「相談したい」の両方を選択できるということですね。

【玉井委員】 「相談したいと思うことがある」という表記だと、相談している人を抜かしてしまう可能性があります。

【木全会長】 「ない」と答えた人は、今後相談したいということになります。

【玉井委員】 問26の選択肢2で、「相談員が話を聞く技術をもっていない」とありますが、表現が回りくどいと感じます。「相談員が話をよくきてくれない」というような表現がよいかと思います。

選択肢6の「建物でプライバシーが保たれていない」という表現の意味は分かるのですが、さらにふさわしい表現はないかと思います。「相談室にプライバシーの配慮がない」という表現はいかがですか。要するに、話が聞こえてしまうということですね。

【小川委員】 「相談でプライバシーが保たれていない」ということですか。

【玉井委員】 プライバシーの守秘義務というような意味ではなく、建物の構造上の話ですよね。

【事務局】 「相談室にプライバシーが保たれていない」というような表現にします。

【玉井委員】 問30の余暇活動について、「1週間のうちの自由な時間」という表現がありますが、それを何時間だと聞かれても、選びにくいと感じます。「自分の楽しみに使う時間はどれくらいですか」というような表現がよいと思います。

【木全会長】 「自分の楽しみに」とか「余暇として」という表現がよいと思います。

【事務局】 わかりました。

【玉井委員】 問31ですが、他の設問は複数回答が認められている中で、この設問だけは主な項目に1つだけ○印を付けるということになっています。意図があるのでしょうか、1つ選ぶとなると、なかなか難しいと思います。

【木全会長】 すべてに○印を付けられても困りますので、主に使っている3つくらいがよいかもしれません。3つなら統計的に処理できると思います。

【玉井委員】 また、選択肢として「外食・喫茶店」を入れた方がよいかもしれません。外食のための外出は、自由時間の過ごし方の主なものだと思います。旅行もあるかもしれませんが、それは「その他」に入れてもよいかと思います。

また、問36で「職場で虐待がある」という項目がありますが、ここに○印を付けられた場合は、どのような対応をするのでしょうか。

【木全会長】 アンケートですので回答者を特定できませんね。特定できないので「ある」ということを知るだけですし、また、それが事実かどうかもわかりません。本人がそのように受け止めているということです。虐待防止法もありますので、実態がどうなのかを把握するという意味で調査する意義があるかと思います。

【玉井委員】 問43の災害のところに「緊急事態が発生した場合に利用できるよう、確保していますか」とありますが、「確保」とは「準備」という意味ですか。

【事務局】 「準備」という意味合いですので、「準備」といたします。

【木全会長】 ありがとうございます。これで最終的なものとして出すわけですので、他によろしいでしょうか。

【河野委員】 介助者用アンケートの問8「介護する上で困っていることは何ですか」の選択肢8で「外出できない」とありますが、これはご本人を外出させることができないという意味なのか、介助している人が外出できないという意味なのでしょうか。

【事務局】 介助をしている人が外出できないという意味です。

【木全会長】 本人を置いて介助者がなかなか外出できないという意味だとわかるように表記する必要があります。

【河野委員】 そのように推測はできますが、介助者は自分と介護する者を一体化して考えていることが多いので、ここは「あなたが」というような言葉を足していただけると、わかりやすいかと思います。家族に対しての設問については、全般的に、主語が介助者

なのか本人なのかを、明記していただけると、答えやすいと思います。

【事務局】 アンケート上部の※で「主に介助している方についてお答えください」と表記していますので、それ以降も推測できるのではないかと考えていますが。

【河野委員】 推測できるがはずなのですが、自然に答えてしまう可能性があると思います。介助者は自分のことより、介護されている方のことを考える習慣がついているので、間違えやすいということです。

【石黒委員】 3-1の調査票と一般の調査票で、情報入手の手段について設問がありますが、3-1の間41と、一般の間22について、スマートフォンとショートメール、SNSの選択肢を精査していただいた方がよいと思います。

【事務局】 「携帯電話・スマートフォン」という選択肢にします。

【鈴木委員】 余暇活動の間31の選択肢に「スポーツ観戦」を入れていただきたいと思います。

あと、障がい者生活支援センターについての設問に、相談する相手が健常者なのか障がいを持っている人なのかという選択も入れてほしいと思います。

【木全会長】 ピアカウンセリングのニーズをどこに入れるかということですか。「悩みや困りごとの相談をする相手はだれですか」というところの選択肢「友人・知人」では、同じような障がいがある方がどうかはわかりませんね。

問21の選択肢に「同じ機能障がいのある相談員」という選択肢を入れておきますか。そうすると、ピアカウンセリングのニーズがどれくらいあるかがわかるということです。

【鈴木委員】 障がい者生活相談支援センターの中に、ピアの人が1人2人いるとよいと思います。車いすの方、身体障がいでも歩ける人、知覚障がい・聴覚障がい・内部障がいの方も、ピアの相談員に入れてほしいです。

【木全会長】 それは施策として行うかどうかですね。今回のアンケートは、同じ障がいのある人にどれくらい相談したいのかとか、親御さんのニーズがどうなのかを把握することが目的です。ピアの相談員や会の代表の方の相談がどうするとうまくできるかということは、計画を策定するときに具体的に考えていきたいと思います。

【木全会長】 では、議題1についての議論はここまでにさせていただきます。最終的な訂正はいつまでにお伝えすればよいですか。

【事務局】 できれば今週中をお願いします。

【木全会長】 では、今週中ということをお願いします。

<議題2 地域自立支援協議会について>

【木全会長】 では地域自立支援協議会の報告に移ります。地域自立支援協議会について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料5に基づき、地域自立支援協議会について説明)

【木全会長】 ありがとうございます。今、どこも困っている計画相談の現状と見通しについてはどのようになっているのでしょうか。

【事務局】 計画相談を行う事業者は、以前にもご報告をさせていただきましたが、6事業者にあわせて9名の相談支援専門員がおります。

相談支援専門員の養成については、愛知県で実施されている研修を受講していただいています。以前、この研修を受けた方で、まだ事業を開始されていない方については、今後いつ事業を開始するかについても確認していきたいと思っております。また、市としても事業について、利用者の不安を与えないように、セルフプランも含めて周知を進めていきたいと考えております。

【木全会長】 サービス等利用計画を作成した方は全国平均の10%よりも少ないですか。

【事務局】 事業所が立てているものとセルフのプランも含めても、まだ10%に達していません。

【木全会長】 あと1年半ですね。サービス等利用計画が作成されなくてもサービスの継続はできますよね。新規の場合でも、時間がなくて作成できないとき、例えば卒業して4月1日から通わなければならなくなっても、通うことを優先して、お金のことは後まわしにして利用できるという認識でよろしいですか。

【事務局】 総合支援法の法律上では、それを参考に支給決定をするということなので、問題はないかと思いますが、国の通知が「平成27年3月末までに計画をすべて」ということになっておりますので、市としてはそれを目標に進めております。

【木全会長】 事業所のお金のやり取りが後になり困りますが、先に使うぶんには使って構わないということで、よろしいですか。もちろん努力はしますが、そうでないと困ります。

また、もう1点、学校を卒業した方について、就労継続B型が適当だということをご自分で決めるのかということ、皆様にもよくわからないということでした。自立支援協議会の就労部会であるのか、審査会であるのかということを決めておかないと困ります。

春日井市はどのように決めましたか。

【事務局】 第2回の協議会の中でも一部、ご報告をさせていただきましたが、就業支援センターが春日井市にありますので、日中活動部会の1つの会議として、委員会を構成し、ハローワークの方、養護学校の先生にも参加いただいて、B型利用が望ましいかどうかをご意見いただき、決定していくということを進めております。

【木全会長】 春日井市は、審査会ではなく、部会の中で特別な委員会をつくり、その中でアセスメントされたものを委員の方々が判断して決めていくということですね。

【事務局】 はい。

【木全会長】 では、安心できますね。

【石黒委員】 資料3の「相談支援事業所以外の関係機関に声かけ」と書いてありますが、どのようなところかけられたのか教えていただきたいと思います。

また、先ほど研修の参加は9名以外でも増やせるという予想だという話がありましたが、何名参加されて、6か所の支援事業所以外の参加は何名なのか、教えてください。

【事務局】 実際に、私も相談支援事業所間研修の中でサポートステーションを見学させていただきました。通常は相談支援事業所の相談員の中でということですが、行政機関にも声をかけていただきました。他には医療機関などの相談支援事業に関わる場所にも声をかけていただきました。その他の具体例については、今はわかりません。

【木全会長】 では、またあとで具体的にお伝えください。

【事務局】 もう1点のご質問の相談支援事業の相談員の研修についてですが、これも今、はっきりとした数字がわかりませんが、10数名すべての方が受講できている状態です。

【木全会長】 どの事業所から何人でているのかということも含めて、また必要であれば、情報としてお伝えください。

虐待の数の表の書き方ですが、期間の数だけではなく、累積の数を記録するとよいかもかもしれません。これまでの件数の推移がわかりやすくなると思います。

【石黒委員】 資料1の障がい者生活支援センター集計資料について、支援内容の延べ回数が全体としては増加傾向にある、社会福祉協議会が増えたから特に増えたというご報告がありましたが、社会福祉協議会以外の数字を昨年と比べると、増えているのかいないのか、つまり社会福祉協議会に流れたのか流れていないのかを統計的に考えるべきだと思うのですがいかがでしょうか。

【事務局】 社会福祉協議会は実際に増えています、他の事業所から流れているという

分析はしておりません。多少の増減はありますが、他の事業者が減っているということではなく、特に流れているというようにはとらえていません。

【木全会長】 来年からは前年比を載せていただくとわかりやすいと思います。それでは、他にご意見等ないようでしたら、議題2についてはここまでにさせていただきます。

<議題3 その他>

【木全会長】 では、事務局より、その他についてお願いします。

【事務局】 (障がい者週間の啓発事業についての連絡)

【木全会長】 次回の開催予定の時期について、お願いします。

【事務局】 今年度の会議は本日で終了です。来年度は、5月に第1回を開催させていただく予定としております。どうぞよろしく願いいたします。

【木全会長】 ありがとうございます。では、これで閉会とさせていただきます。

【事務局】 長時間にわたり貴重な御意見をいただきありがとうございました。

上記のとおり、平成25年度第2回春日井市障がい者施策推進協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及びあらかじめ指名する委員1名が署名する。

平成26年2月10日

会 長 木 全 和 巳

署名人 神 田 進